

青森県報

第二百五十四号

令和三年
一月六日
(水曜日)

目次

- 障害福祉サービス事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… (同) …… 一
- 保安林の指定予定…………… (林政課) …… 一
- 右 同…………… (同) …… 二
- 保安林の指定施業要件の変更予定…………… (同) …… 二
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………… (行政経営課) …… 三
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要…………… (商工政策課) …… 三
- 右 同…………… (同) …… 四
- 右 同…………… (同) …… 四
- 肥料登録の有効期間の更新…………… (食の安全・安心推進課) …… 四
- 出先機関…………… (三八地域) …… 五
- 土地改良区の役員の就任及び退任…………… (県民局) …… 五

告 示

青森県告示第十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | |
|---------------|-------------------|------------|-------------|-------------------|----------|-------|
| 指定障害福祉サービス事業者 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| 合同会社心友 | つがる市森田町森田月見野四七五の七 | 生活介護 | みなくる(生活介護) | つがる市森田町森田月見野四七五の七 | 令和三年一月一日 | |

青森県告示第十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和三年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|------------|---------------------|----------|
| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
| アーチ薬局いたやなぎ | 北津軽郡板柳町大字福野田字実田五三の八 | 令和三年一月一日 |
| カトウ薬局 | 三沢市堀口二丁目一の三 | 〃 |

青森県告示第十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

令和三年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

青森市浪岡大字細野字大沢二二四の二、二二四の三

二 保安林指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第十三号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和三年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字鬼袋町字大柳八八の一、一二一の一六、一二一の一八、一

二二二

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

西津軽郡鰺ヶ沢町大字鬼袋町字大柳八八の一・一二一の一六・一二一の一八・一二二(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第十四号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和三年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字駒込字深沢一八の三、一八の四

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
青森県統合宛名システム機器及び番号制度ネットワーク運用管理機器 一式
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部行政経営課
青森市新町二丁目四の三〇
 - 三 契約の方法
一般競争入札
 - 四 落札者を決定した日
令和二年九月二十五日
 - 五 落札者の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目一五の三
 - 六 落札金額
二百四十七万二千五百八十円
- (本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和三年二月一日から令和八年一月三十一日までである。前記落札金額は、契約初年度における契約金額であり、二か月相当分である。)

七 落札者を決定した手続

貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和二年八月七日

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和三年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグアサヒ青森中央店
青森市東大野二丁目一の一〇三
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 株式会社横浜ファーマシー
弘前市大字末広二丁目二の一〇
代表取締役 荒川孝男
- 2 株式会社もち吉
福岡県直方市大字下境二四〇〇
代表取締役 森田長吉
- 三 意見の概要
県の意見なし
- 四 意見書の縦覧
1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所
- 2 期間
令和三年一月六日から同年二月六日まで
- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和三年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアルおいらせ店
上北郡おいらせ町上久保六三の一〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社トリアルカンパニー
福岡県福岡市東区多の津一丁目二の二
代表取締役 石橋亮太

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2 期間

令和三年一月六日から同年二月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

令和三年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

カブセンター弘前店
弘前市大字高田四丁目二の一〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社
青森市新町二丁目五の八
代表取締役 秦勝重

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和三年一月六日から同年二月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

肥料登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により令和二年十二月二十二日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和三年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|------|-------|-------|------------------|------------|-------------------------|
| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 (パーセント) | その他の 規格 | 生産業者の氏 名又は名称及 び住所 |
| | | | | | |

| | | | | | |
|--------------|---------------|-----------------------|---------------|--------------|--|
| 青森県第 二〇八号 | 炭酸カルシ ウム肥料 | 五三・〇炭 酸カルシウ ム肥料 | アルカリ分 五三・〇 | 公定規格 のとおり | 八戸炭酸カル シウム工業株 式会社 階上町大字角 柄折字柳平二 八の六 |
|--------------|---------------|-----------------------|---------------|--------------|--|

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、下
長土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八
項の規定により公告する。

令和三年一月六日

三八地域県民局長 堀 義 明

| 区役員の 別 | 氏 名 | 住 所 | 就任及び退任 の年月日 |
|-----------|--------|---------------|----------------|
| 理 事 | 河原木 一実 | 八戸市大字河原木字高館四二 | 令和 二・二・三〇就任 |
| 〃 | 下村 武雄 | 長苗代二丁目七の五一 | 〃 |
| 〃 | 中村 勝光 | 石堂一丁目三の二三 | 〃 |
| 〃 | 清川 和彦 | 大字尻内町字尻内三四 | 〃 |
| 〃 | 山道 廣明 | 大字田面木字下田面木二七 | 〃 |
| 〃 | 小笠原 萬三 | 河原木七の二一 | 〃 |
| 〃 | 上村 清孝 | 長苗代一丁目一一の二 | 〃 |
| 〃 | 坂本 補一 | 日計四丁目八の三九 | 〃 |
| 〃 | 中村 成紀 | 長苗代二丁目七の五三 | 〃 |
| 〃 | 根城 正人 | 長根二丁目一の五 | 〃 |
| 〃 | 大久保 和弘 | 長者三丁目五の八 | 〃 |
| 〃 | 高橋 昭則 | 八太郎三丁目七の二八 | 〃 |

| 理 事 | 監 事 | 理 事 | 監 事 |
|--------|----------------|--------|----------------|
| 田名部 敬悦 | 石堂二丁目一三の一八 | 田名部 和義 | 石堂一丁目四の一七 |
| 佐々木 勝博 | 大字売市字鴨ヶ池四六の七 | 河村 眞光 | 大字河原木字小田二二 |
| 河村 利春 | 下長三丁目一八の二〇 | 中村 勝光 | 石堂一丁目三の二三 |
| 小笠原 輝 | 大字尻内町字尻内四七 | 木村 春男 | 大字河原木字見立山二の三 |
| 石藤 正 | 石堂一丁目一一の二八 | 高橋 隆二 | 八太郎三丁目一〇の二六 |
| 後村 義則 | 大字長苗代字島ノ後一の四 | 清川 和彦 | 大字尻内町字尻内三四 |
| 日登 昌良 | 日計四丁目九の三二 | 山道 廣明 | 大字田面木字下田面木二七 |
| 小笠原好太郎 | 大字尻内町字馬場四の二一 | 小笠原 萬三 | 河原木七の二一 |
| 田名部 和義 | 石堂一丁目四の一七 | 上村 清孝 | 長苗代一丁目一一の二 |
| 河村 眞光 | 大字河原木字小田二二 | 小笠原 淑光 | 大字尻内町字前河原二 |
| 中村 勝光 | 石堂一丁目三の二三 | 大南 吉弘 | 八戸市長者三丁目九の二五 |
| 木村 春男 | 大字河原木字見立山二の三 | 下村 武雄 | 長苗代二丁目七の五一 |
| 高橋 隆二 | 八太郎三丁目一〇の二六 | 北村 松雄 | 売市二丁目一三の一八 |
| 清川 和彦 | 大字尻内町字尻内三四 | 中村 正信 | 売市一丁目九の二 中村信一方 |
| 山道 廣明 | 大字田面木字下田面木二七 | 坂本 補一 | 日計四丁目八の三九 |
| 小笠原 萬三 | 河原木七の二一 | 中村 成紀 | 長苗代二丁目七の五三 |
| 上村 清孝 | 長苗代一丁目一一の二 | 後村 森夫 | 〃 七の四 |
| 小笠原 淑光 | 大字尻内町字前河原二 | 小笠原 良治 | 大字尻内町字尻内四九 |
| 大南 吉弘 | 八戸市長者三丁目九の二五 | 西村 隆 | 売市四丁目六の三一 |
| 下村 武雄 | 長苗代二丁目七の五一 | 木村 忠司 | 八太郎二丁目三の一八 |
| 北村 松雄 | 売市二丁目一三の一八 | | |
| 中村 正信 | 売市一丁目九の二 中村信一方 | | |
| 坂本 補一 | 日計四丁目八の三九 | | |
| 中村 成紀 | 長苗代二丁目七の五三 | | |
| 後村 森夫 | 〃 七の四 | | |
| 小笠原 良治 | 大字尻内町字尻内四九 | | |
| 西村 隆 | 売市四丁目六の三一 | | |
| 木村 忠司 | 八太郎二丁目三の一八 | | |

二・二・三〇退任

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円